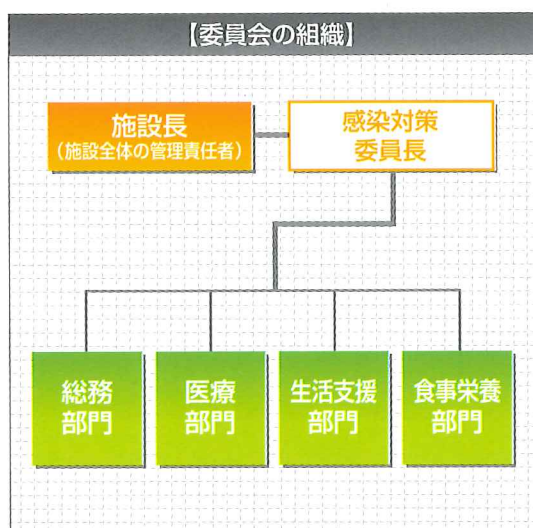


1) 施設内感染対策委員会の設置

施設内感染対策委員会は、リスク管理委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要です。



【委員会の主な業務】

- ① 施設内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の作成
- ③ 施設内感染対策に関する、職員への研修
- ④ 新入所者の感染症の既往の把握
- ⑤ 入所者・職員の健康状態の把握
- ⑥ 感染症の発生時の対応と報告
- ⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価



※必要に応じて「インフルエンザ施設内感染対策委員会」や「ノロウイルス施設内感染対策委員会」を設置する

施設内感染対策委員会が、同時にインフルエンザやノロウイルスを取り扱うことでも良いが、その場合にはインフルエンザやノロウイルスの感染対策の責任者を決めるとともに、施設内にインフルエンザやノロウイルスに詳しい医師がいない場合は、外部からの助言等を得ることが重要である。

2) 職員への健康管理

- ・定期健康診断は年1回必ず受診する
- ・夜勤者は年2回受診する
- ・給食業務従事者は毎月検便する

さらに、自分自身の普段の健康管理に注意する必要があり、できるだけワクチンの予防接種をする。

・インフルエンザワクチン	毎年、必ず接種
・B型肝炎ワクチン	必要に応じて接種
・麻しんワクチン ・風しんワクチン ・水痘ワクチン ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ワクチン	これまで罹患したことがなく、予防接種も受けていない場合は、必要に応じて接種
・結核	採用時に胸部撮影

3) 職員研修の実施

感染症に関する知識及び感染症対策について、職員に対して教育するため **研修会を年2回以上** 実施する。
新規採用時には必ず感染症対策研修を実施する。

介護施設内におけるチェックポイント

療養ユニット



- ・家族など外来者への周知と協力を要請する。
- ・入所者の共用スペースにおける清潔保持に努める。

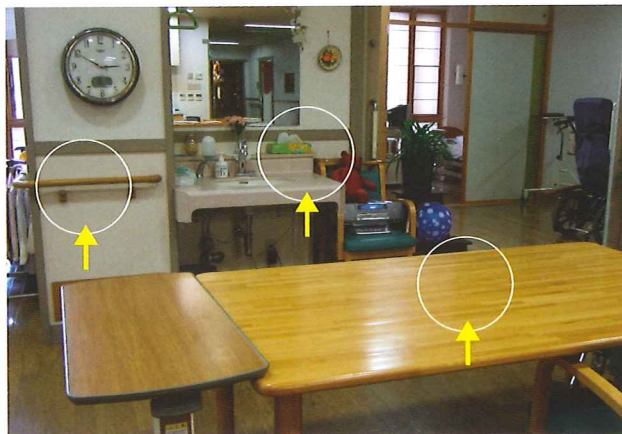


□ ユニット入口



手指消毒剤を
設置しましょう。

掲示による周知を徹底し、容器や中身の点検、
充填(開封)した月日の確認をしておきましょう。



□ ユニット内部



ユニット全体の清掃保持。

テーブルや手すり、ドアノブ部分の定期的な
アルコール消毒や食器類の洗浄消毒のほか、
体温計などの共用の器材は使用のつど消毒
しましょう。



□ 手洗い場



手洗い場及び周辺の
清掃保持。

液体石けんやペーパータオルを設置し、周
辺の整理整頓を心掛けましょう。

